

神戸市補装具費支給要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、神戸市において障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年度法律第 123 号。以下「法」という）第 76 条に規定する補装具費を支給する上で、法令等以外に特に必要があるものについて定める。

(対象者)

第 2 条 補装具費の対象者は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という）の障害の状態からみて、当該障害者等が補装具の購入及び修理を必要とする者であると認める者とする。ただし、障害者等又はその属する世帯の他の世帯員（障害者である場合にあつては、その配偶者に限る。次項において同じ。）の最多納税者の市町村民税所得割納税額が 46 万円以上の場合には、対象外とする。

(補装具の種目及び額の基準)

第 3 条 補装具の種目及び額の基準については、厚生労働省が定める基準に基づく。

(費用の支払い)

第 4 条 補装具費の額は、補装具の購入又は修理に通常要する費用の額を勘案して厚生労働省が定める基準により算定した額（その額が現に当該補装具の購入又は修理に要した費用の額を超えるときは、当該現に補装具の購入又は修理に要した費用の額とする。以下「基準額」という。）の 100 分の 90 に相当する額とする。ただし、当該基準額の 100 分の 10 に相当する額が、当該補装具費支給対象障害者等の家計に与える影響をしん酌して、第 2 項又は第 3 項の各号に定める額を超えるときは、この規定にかかわらず、当該基準額の 100 分の 90 に相当する額を超え 100 分の 100 に相当する額以下の範囲内において第 2 項又は第 3 項の各号に定める額とする。

2 申請障害者が 20 歳以上の場合、前項の当該支給決定障害者等の家計に与える影響をしん酌して定める額（以下「負担上限月額」という。）は、次の各号に掲げる支給決定障害者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 次号に掲げる者以外の者 3 万 7,200 円
- (2) 市町村民税世帯非課税者（支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者（補装具費支給対象障害者等（法第 76 条第 1 項の申請に係る障害者に限る。）にあつては、その配偶者に限る。）が補装具の購入又は修理のあった月の属する年度（補装具費のあった月が 4 月から 6 月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による市町村民税（同法の規定に

よる特別区民税を含むものとし、同法第 328 条の規定によって課する所得割を除く。)を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除されたものを含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合における当該支給決定障害者等をいう。)又は、支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者が補装具費のあった月において被保護者(生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 6 条第 1 項に規定する被保護者をいう。以下同じ。)若しくは要保護者(生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)であるものであって、前号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要とする者であって、本号に定める額を負担上限月額にしたならば保護を必要としない状態となる者に該当する場合における当該支給決定障害者等 零

3 申請障害者及び障害児が 20 歳未満の場合、第 1 項の当該支給決定障害者等の家計に与える影響をしん酌して定める額(以下「負担上限月額」という。)は、次の各号に掲げる支給決定障害者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 次号から第 4 号までに掲げる者以外の者 3 万 7,200 円
- (2) 支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者(18 歳以上 20 歳未満の補装具費支給対象障害者等(法第 76 条第 1 項の申請に係る障害者に限る。)にあっては、その配偶者に限る。)が補装具の購入又は修理のあった月の属する年度(補装具費のあった月が 4 月から 6 月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定による市町村民税の所得割の額が 23 万 5,000 円未満である場合における当該支給決定障害者等(次号から各第 6 号までに掲げる者を除く。) 2 万 4,600 円
- (3) 支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者(18 歳以上 20 歳未満の補装具費支給対象障害者等(法第 76 条第 1 項の申請に係る障害者に限る。)にあっては、その配偶者に限る。)が補装具の購入又は修理のあった月の属する年度(補装具費のあった月が 4 月から 6 月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定による市町村民税の所得割の額が 3 万 3,000 円未満である場合における当該支給決定障害者等(次号から第 6 号までに掲げる者を除く。) 1 万円
- (4) 市町村民税世帯非課税者(支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者(18 歳以上 20 歳未満の補装具費支給対象障害者等(障害者自立支援法第 76 条第 1 項の申請に係る障害者に限る。)にあっては、その配偶者に限る。)が補装具の購入又は修理のあった月の属する年度(補装具費のあった月が 4 月から 6 月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第 328

条の規定によって課する所得割を除く。)を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除されたものを含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合における当該支給決定障害者等をいう。次号において同じ。)又は、支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者が補装具費のあった月において被保護者若しくは要保護者であるものであって、前号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要とする者であって、本号に定める額を負担上限月額にしたならば保護を必要としない状態となる者に該当する場合における当該支給決定障害者等 零

(補装具費製作者等)

第 5 条 支給決定障害者等が、補装具の購入又は修理を行う場合においては、原則としてあらかじめ神戸市との間で契約を締結している補装具製作及び販売業者(以下「補装具販売等業者」という。)と利用契約を締結すること。

2 平成 18 年 9 月 30 日現在において神戸市と補装具製作及び販売の委託契約を締結している者については、神戸市からの補装具費の代理受領について合意しているものとみなす。

(施行の細則)

第 6 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、保健福祉局長が定める。

(附 則)

この要綱は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。